

新たなWGの設置について

平成22年9月

4つのWGの設置(案)

I 青少年インターネットWG

(主査 堀部政男 一橋大学名誉教授)

青少年インターネット環境整備法の成立・施行後の、青少年のインターネット利用をとりまく状況を分析し、各関係者によるこれまでの取組を検証した上で、更なる取組の在り方を検討。

II プロバイダ責任制限法検証WG

(主査 長谷部恭男 東京大学大学院法学政治学研究科教授)

来年度には、プロバイダ責任制限法が制定されてから10年の節目を迎えることとなるが、法制定当時と比較して、インターネットの発達及びユーザによる利用状況の変化等がみられるところであり、また、本年5月に策定された知的財産推進計画2010も踏まえ、事業者等による同法の運用状況や諸外国の動向を踏まえつつ、同法の検証を実施。

III 電気通信サービス利用者WG

(主査 新美育文 明治大学法学部教授)

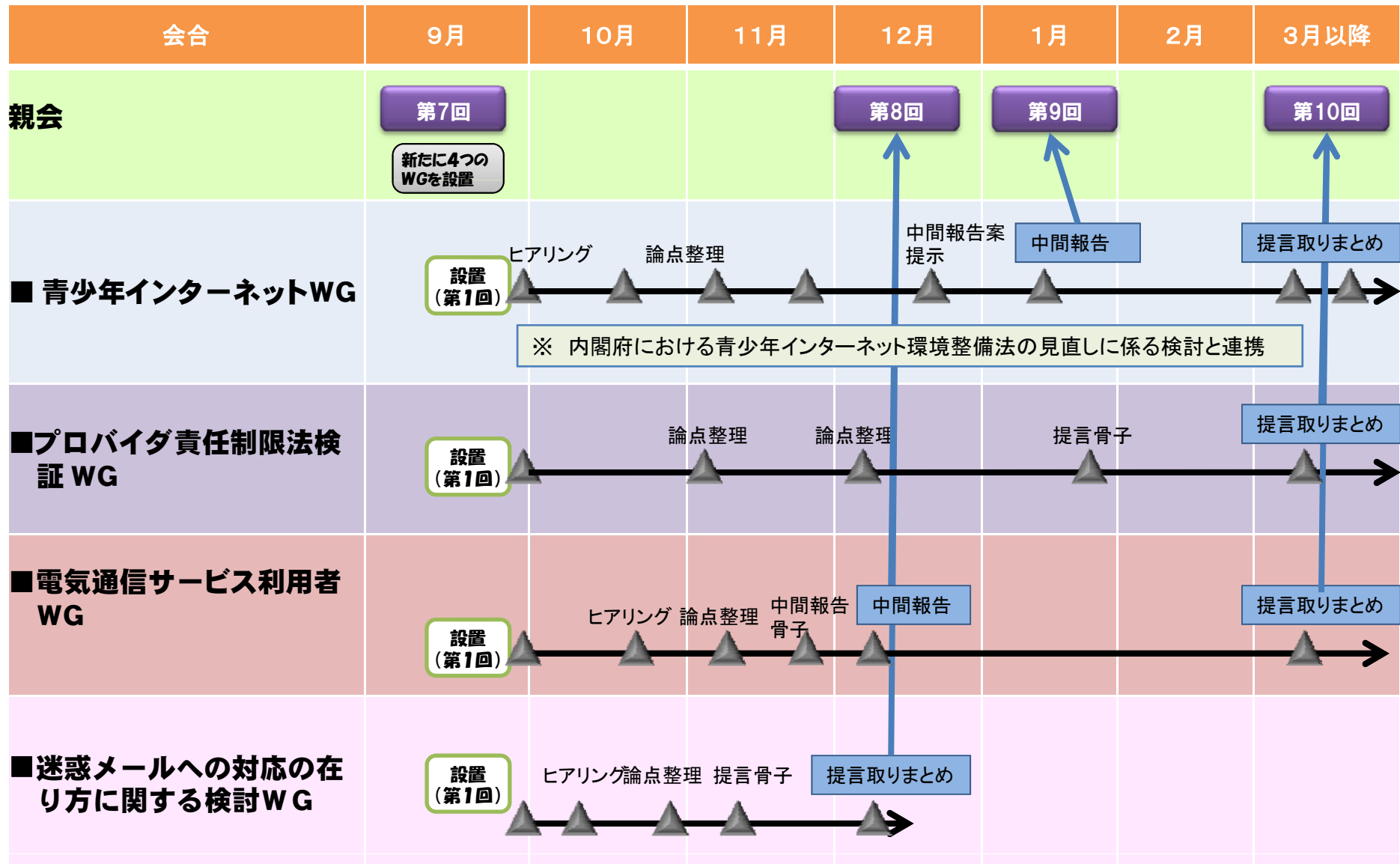
平成21年2月の「電気通信サービス利用者懇談会」の提言を受け、各関係者による取組が行われてきているため、それらの取組状況や効果を検証するとともに、対応すべき新たな問題等を確認し、更なる利用者の権利保障のための取組の在り方について検討。

IV 迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WG

(主査 新美育文 明治大学法学部教授)

特定電子メール法の平成20年改正(平成20年12月1日施行)附則において、施行3年後の見直し規定が盛り込まれ、特定電子メール法の施行の状況等を踏まえつつ、今後の迷惑メール対策として必要な措置を検討。

今後の検討スケジュール（案）



※1 親会及びWGの開催については、議論の状況に応じて柔軟に対応することとする。

※2 WGの議事は原則公開とする。

※3 WGは、必要に応じてパブリックコメントや関係者からのヒアリングを行う。